

東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月5日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 2 4 年東大阪市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 3 号ウ中「第 6 4 条第 1 項ただし書」を「第 6 4 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 2 条 東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 3 号ウ中「第 6 4 条第 1 項第 2 号」を「第 2 0 条の 3 第 9 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）<u>第64条第1項第2号</u>に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同</p>	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）<u>第64条第1項ただし書</u>に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同</p>

じ。)の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが
15メートル以下であるものの新築(有線電気通信設備
を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路
又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移
転

エ (略)

3 (略)

じ。)の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが
15メートル以下であるものの新築(有線電気通信設備
を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路
又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移
転

エ (略)

3 (略)

東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）<u>第20条の3第9項</u>に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）</p>	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。）又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）<u>第64条第1項第2号</u>に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同</p>

の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転

エ（略）

3（略）

じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移
転

エ（略）

3（略）